

運営指針における安全な運転のための確認について

1 運営指針について

安全な運転のための確認については、新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の6ページ「管理運営体制」(2)運行管理責任者の業務イ点呼に記載のとおりだが、令和2年6月29日付で一部改正し、対面での確認が困難である場合を「運転者が自宅から直接出発地へ向かう場合など」と定義する。

2 今後の運用について

運営指針に加え、事業所の実情に応じ、以下のとおり輸送の安全の確保に努めることとする。

- (1) 運行管理責任者または代務者が、事業所で出発前に対面で確認・指示をする際に、アルコール検知器を使用して、運転者が酒気帯びでなく、運転者の呼気からアルコールが検知されないことを確認するなど、輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 対面での確認が困難である場合には、運行管理責任者または代務者が電話での確認・指示の際に、携帯型のアルコール検知器を使用して、運転者が酒気帯びでなく、運転者の呼気からアルコールが検知されないことを確認した報告を受けるなど、輸送の安全の確保に努めること。
- (3) 電話での確認・指示の際は、IT機器を活用したテレビ電話等で、映像・音声・データ等により可能な限り対面に近い精度で行うことが望ましい。(令和元年12月改定 自家用有償旅客運送ハンドブック 21ページ参照)

3 開始時期について

令和2年6月29日から上記2の運用を開始する。